

# 大型貨物車の速度抑制装置 装備義務について

---

平成25年9月

国土交通省 自動車局 技術政策課

平成11年6月 運輸技術審議会 答申

大型車等を対象とした速度制限装置は、技術的には開発済みの装置であり、事故防止等の観点から一部先進国において一定の車種に装備を義務づけている例もある。このような点を勘案しつつ、規制の導入、経済的な誘導策の導入等様々な角度から関係者間で早急に検討する必要がある。

平成11年8月～平成12年6月 学識経験者、関係業界及び関係省庁等による「大型貨物自動車事故防止対策検討会」を開催

(結論)

平成11年6月の運輸技術審議会答申で指摘された速度抑制装置の義務付けは、高速道路における制限速度違反による重大事故発生防止効果、燃費向上の環境面での効果などが期待されることから妥当である。

なお、速度抑制装置の義務付けに当たっては、環境性能が高い新車への代替の遅延の防止、貨物自動車運送事業者の競争条件の平準化などの観点から使用過程車も対象とすることなどに留意する必要がある。

平成13年7月 新総合物流施策大綱 閣議決定

大型トラックの高速道路における速度超過による事故を防止するため、平成15年9月から速度抑制装置の装備を義務付ける。

- Ⓔ 運輸技術審議会の答申や検討会の結論等を踏まえ、「道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)」等を改正し、大型貨物車に対する速度抑制装置(最高速度90km/h)の装備の順次義務付けを実施。
- Ⓕ この際、新車のみならず、使用過程車にも装備を義務付け。

## 基準改正の経緯及び内容

平成12年11月～12月 パブリックコメントを実施



平成13年8月 新車への装備義務付けに関する基準改正

▶対象:平成15年9月1日以降に製造される大型貨物車(車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上)

平成14年7月 使用過程車への装備義務付けに関する基準改正

▶対象:使用過程車を含む全ての大型貨物車(車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上)

登録日等に応じて、最大3年の猶予期間(～平成18年8月末)を設定

- 適用開始時期から適用完了時期まで(平成15年9月から平成18年8月まで)の間、装備義務による効果及び影響の評価を実施し、平成19年8月に結果を公表。
- その結果、交通事故及び二酸化炭素の排出量について一定の低減効果があり、渋滞や物流体系への影響は限定的であると評価。

## 実施時期・体制

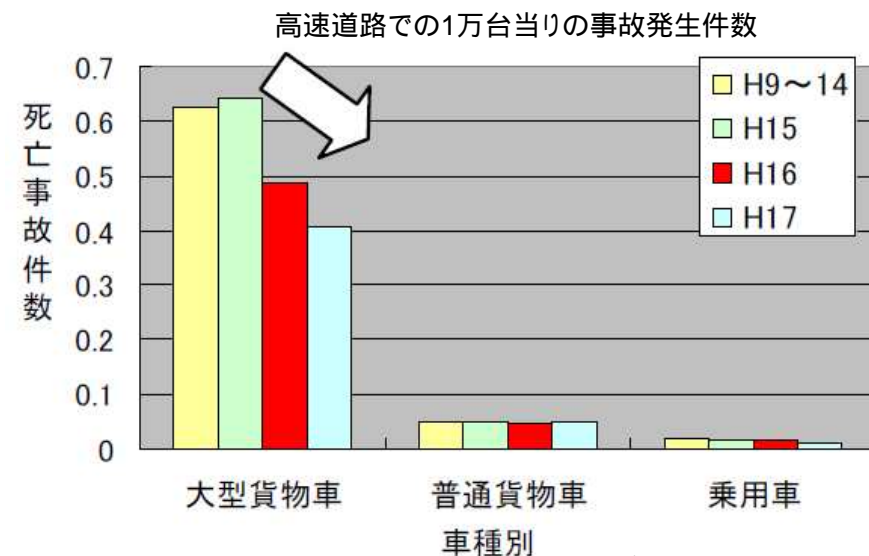
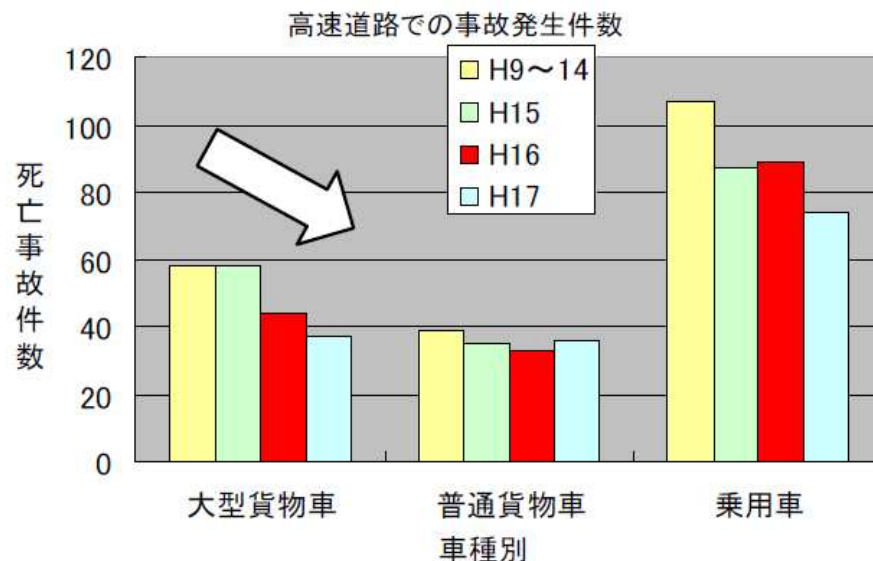
平成15年9月～平成19年8月

学識経験者、関係業界及び関係省庁等による「スピードリミッター効果・影響評価検討会」

## 結果概要

### (1) 事故低減効果

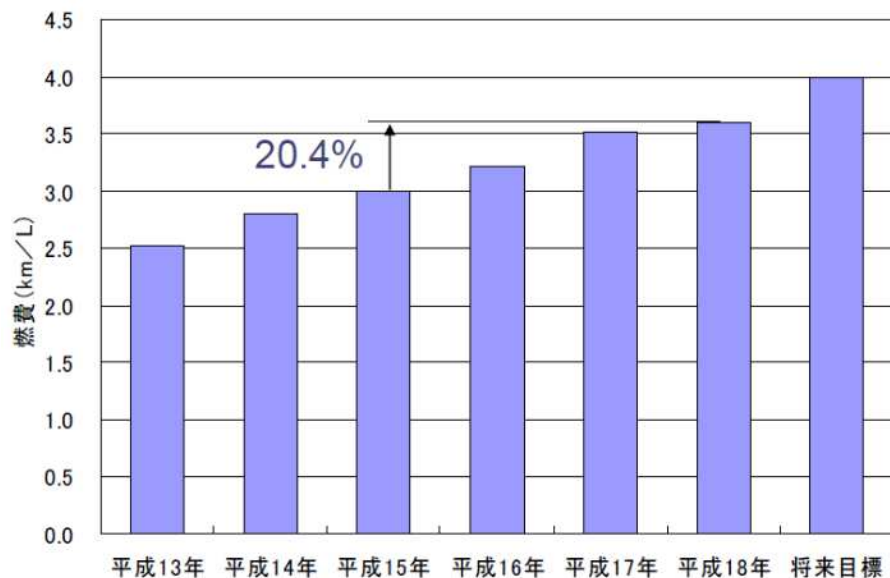
- 大型貨物車の交通事故への影響変化を見ると、高速道路での事故発生件数は全体的に減少傾向
- 平成17年の大型貨物車の死亡事故件数は、平成9年から平成14年の平均件数より約40%低減



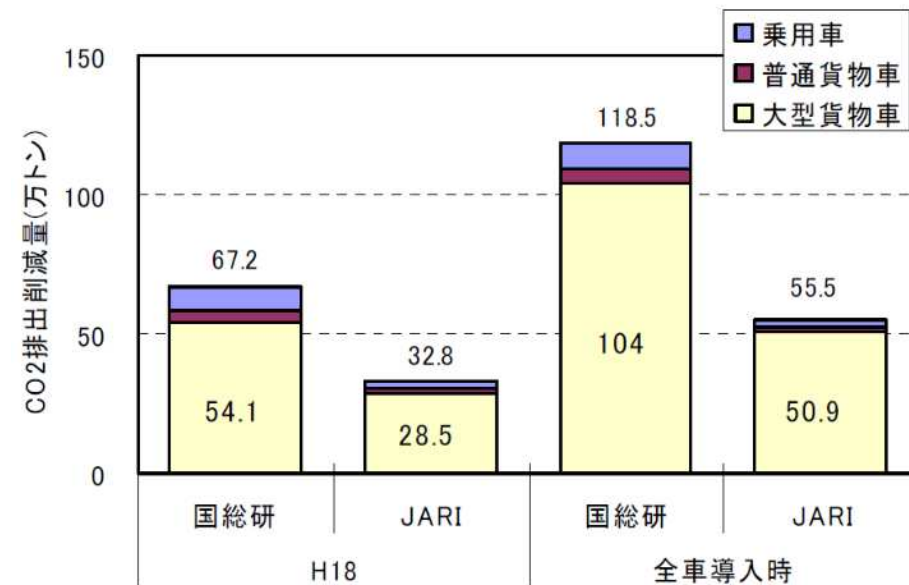
## (2) 二酸化炭素の排出量低減効果

- スピードリミッターを装着して走行速度が低下することにより燃費が向上
- 大型貨物車全車にスピードリミッターが装着された場合、高速道路を走行する全体の自動車から年間55.5～118.5万トンのCO2排出量が削減されると推計

京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)で定められた運輸部門における削減量(2,450万トン)の約3%に相当



大型貨物車の燃費推移



CO2排出削減効果

出典: H18 スピードリミッター効果・影響評価のための調査報告書

## (3) 交通流等にも与える影響

- スピードリミッター装着車の混入率が高くなると、平均車速が低下する傾向にあるが、渋滞の増減や高速道路の走りやすさに与える影響については明確な傾向はみられず
- 輸送の長時間化などの影響が一部に見られたが、物流体系や大型トラックドライバーの勤務体系に大きな変化は認められず

# 海外における速度抑制装置の状況

- ☐ EUでは、大型貨物自動車の安全対策として、平成4年に発行された指令により、平成6年より最高速度90km/hの速度抑制装置を義務付け。
- ☐ その他、オーストラリア、韓国などの諸外国においても同様の規制を実施。

## 諸外国の規制の概要

### EU

	ドイツ	フランス	ベルギー
対象車種	車両総重量 12t超	車両総重量 12t超	車両総重量 12t超
スピードリミッター作動時の最高速度	90km/h	90km/h	90km/h
備考	1994年1月1日よりEC指令に基づき実施	1970年より実施。1994年1月1日よりEC指令に準拠	1994年1月1日よりEC指令に基づき実施

### その他の諸外国

	シンガポール	韓国	オーストラリア
対象車種	車両総重量 12t超	車両総重量8t以上の危険物輸送車、ダンプカー、コンクリートミキサ-車、全ての高圧ガス輸送車	車両総重量 12t超
スピードリミッター作動時の最高速度	60km/h	80km/h	100km/h
備考	1999年7月1日より実施	1995年7月21日より実施	1991年7月1日より実施

## 事故低減効果の例

### ベルギーにおける死亡事故発生率

車種(道路種別)	1991年 (導入前)	1996年 (導入後)
貨物車(高速道路)	8.4%	5.2%
貨物車(一般道路)	6.0%	5.6%
貨物車以外(高速道路)	4.9%	4.2%
貨物車以外(一般道路)	3.2%	3.1%